

新旧対照表

旧	新
第1条 借入金利 1. 本契約に基づきお客さまに適用される金利を借入金利といいます。借入金利は、本条3項の金利引き下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は借入日の当社基準金利から金利タイプ別の借入金利引き下げ幅を勘案したものとなります。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。 3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引き下げて適用できるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引き下げを中止または変更できるものとします。 (新設) 4. 本条1項から3項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更できるものとします。	第1条 借入金利 1. 本契約に基づきお客さまに適用される金利を借入金利といいます。借入金利は、本条3項の金利引き下げ、および本条4項の金利引き上げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は借入日の当社基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。 3. 当社は当社所定の基準により、当社基準金利に対して「住宅ローン契約書」記載の引下幅のとおり金利を引き下げて適用します。また、借入金利引下幅については、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引き下げを中止または変更できるものとします。住宅ローン金利優遇幅については、「住宅ローン金利優遇特約」の定めに従います。 4. 加入する団体信用生命保険による金利の上乗せがある場合には、当社基準金利に対して「住宅ローン契約書」記載の上乗せ金利を適用します。本条3項の引き下げが適用されている場合は、本項により基準金利に対して金利を引き上げた適用金利から引き下げるものとします。 5. 本条1項から4項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更できるものとします。
第7条 固定金利の適用 1. 固定金利適用期間 特約期間開始日はお借入日または約定返済日の翌日にあたる日とし、特約期間終了日は特約期間が経過する応当年月の約定返済日とします。 2. 約定返済額	第7条 固定金利の適用 1. 固定金利適用期間 固定金利適用期間開始日はお借入日または約定返済日の翌日にあたる日とし、固定金利適用期間終了日は固定金利適用期間が経過する応当年月の約定返済日とします。 2. 約定返済額

(1) 固定金利適用期間終了日までは、第 1 条 3 項 または 4 項の場合を除き、固定金利の借入金利および約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利の適用開始日現在の元金残高、適用される固定金利、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。 (2) 固定金利を選択された場合、原則として、当社はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を当社所定の方法にて通知するものとします。	(1) 固定金利適用期間終了日までは、第 1 条 3 項 から 5 項の場合を除き、固定金利の借入金利および約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利の適用開始日現在の元金残高、適用される固定金利、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。 (2) 固定金利を選択された場合、原則として、当社はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を当社所定の方法にて通知するものとします。
第 8 条 金利タイプの変更 1. 変動金利からの変更 (1) 変動金利適用中においては、お客さまの申し出を受け当社が承諾した場合、固定金利へ変更できるものとします。お客さまはご自身でホームページから当社所定の操作を行うことにより、変更の申し出ができます。受付期間は、毎月、前回約定返済日の翌日から次回約定返済日前日の当社所定の時刻までとし、申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用するものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日時点におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利特約タイプの基準金利に基づく金利とします。 (2) 固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利タイプを変更した後は、当該変更の取り消しはできないものとします。 2. 固定金利からの変更 (1) 固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。また、固定金利適用期間が終了した場合は、本項 2 号	第 8 条 金利タイプの変更 1. 変動金利からの変更 (1) 変動金利適用中においては、お客さまの申し出を受け当社が承諾した場合、固定金利へ変更できるものとします。お客さまはご自身でホームページから当社所定の操作を行うことにより、変更の申し出ができます。受付期間は、毎月、前回約定返済日の翌日から次回約定返済日前日の当社所定の時刻までとし、申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用するものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日時点におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利タイプの基準金利に基づく金利とします。 (2) 固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利タイプを変更した後は、当該変更の取り消しはできないものとします。 2. 固定金利からの変更 (1) 固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。また、固定金利適用期間が終了した場合は、本項 2 号

の場合を除き、自動的に変動金利に変更されるものとします。借入金利は当該終了日の 1 ヶ月前時点における変動金利タイプの基準金利に基づく金利とし、当該終了日の翌日より適用します。 (2) 固定金利適用期間終了日以降も引き続き固定金利を希望する場合は、お客さまの申し出を受け当社が承諾した場合、変更できるものとします。お客さまは、固定金利適用期間終了日前月の約定返済日の翌日から当該終了日前日の当社所定時刻までに、ホームページから当社所定の操作により申し出を行い、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利タイプを変更した後は、当該変更の取り消しはできないものとします。 (3) 前号の場合、借入金利は、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日時点におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利 特約タイプの基準金利に基づく金利とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。	の場合を除き、自動的に変動金利に変更されるものとします。借入金利は当該終了日の 1 ヶ月前時点における変動金利タイプの基準金利に基づく金利とし、当該終了日の翌日より適用します。 (2) 固定金利適用期間終了日以降も引き続き固定金利を希望する場合は、お客さまの申し出を受け当社が承諾した場合、変更できるものとします。お客さまは、固定金利適用期間終了日前月の約定返済日の翌日から当該終了日前日の当社所定時刻までに、ホームページから当社所定の操作により申し出を行い、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利タイプを変更した後は、当該変更の取り消しはできないものとします。 (3) 前号の場合、借入金利は、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日時点におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利タイプの基準金利に基づく金利とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。
個人信用情報機関への登録等 1. お客さまは、下記の個人情報（その履歴を含みます）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等に定めるとおり、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります）のために利用されることに同意します。	個人信用情報機関への登録等 1. お客さまは、下記の個人情報（その履歴を含みます）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等に定めるとおり、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります）のために利用されることに同意します。

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後 5 年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後 5 年以内 （ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については、当該事実の発生日から 1 年以内）
本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から 6 ヶ月以内
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申し入れたことを表す情報、その他の本人申告情報等	登録日から 5 年間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後 5 年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後 5 年以内 （ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については、当該事実の発生日から 1 年以内）
本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から 6 ヶ月以内

(削除)

(新設)

(3) 株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間
本契約の申し込みに係る事実（本人を特定するための情報および申し込みの事実）	照会日から 6 ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	本契約継続中および本契約終了後 5 年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	本契約継続中および契約終了後 5 年間

3. 本条 2 項に規定する個人~~信用~~情報信用機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)

(1) ~~当社が加盟する個人情報信用機関~~

~~ア)~~全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
~~イ)~~株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp>

~~(2) 当社が加盟する個人情報信用機関と提携する個人情報信用機関~~

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414
<https://www.cic.co.jp>

以上

【2023 年 2 月 17 日】

3. 本条 2 項に規定する、**当社が加盟する**個人情報信用機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報信用機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)

(1) 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

(2) 株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp>

(3) 株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp>

同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社ホームページをご覧ください。

以上

【2025 年 5 月 30 日】